



# 第3回

## 那智勝浦町 宿泊税検討委員会

### 説明資料

令和8年9月1日 那智勝浦町宿泊税検討委員会



## 本資料の構成

|              |                  |
|--------------|------------------|
| I. 前回の振り返り   | ・・・・・・・・・・ P. 3  |
| II. 宿泊税の制度設計 | ・・・・・・・・・・ P. 6  |
| III. 宿泊税の使途  | ・・・・・・・・・・ P. 14 |



I .前回の振り返り

II .宿泊税の制度設計

III .宿泊税の使途

## I. 前回の振り返り

### 1. 第2回検討委員会での意見を踏まえた現状の整理 (1)

| 項目   | 主な委員意見                                                                                                                                                                                                                                          | 検討の方向性                                                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課税対象 |                                                                                                                                                                                                                                                 | 町内の宿泊施設に宿泊する方を対象として制度を整理します。                                                                        |
| 課税制度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>定率制というのは非常に難しい。宿泊プランやポイント使用で計算対象が頻繁に変わる。段階的定額制が良い。</li> <li>段階の差別化をしたらいいと思う。</li> <li>簡易宿泊所側としては定率がいい。</li> <li>海外では定率制が多いので、当町でも検討を。段階的定額制は比較定中立。</li> <li>定額も定率もさほど手間は変わらないし、インフレデフレに対応できる。</li> </ul> | 各方式の公平性と事務負担を比較し、低価格帯への配慮、県税との合計負担及び税收規模を踏まえ、具体的な税額案をお示しします。                                        |
| 課税免除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>12歳未満とか、修学旅行生とかには免除があった方がいいと思う。</li> <li>修学旅行とかは免除してあげたらどうかと。</li> </ul>                                                                                                                                 | 委員からいただいたご意見を踏まえ、修学旅行その他の学校行事を課税免除の対象とする方向で整理します。具体的な対象範囲や確認方法等は、県税と町税を円滑に運用できるよう、和歌山県制度に合わせて調整します。 |
| 免税点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>集めるのは幅広く。</li> <li>観光客としてサービスを楽しんでいるのだから、広く徴収してもらった方が良い。</li> </ul>                                                                                                                                      | 課税の公平性と低価格帯の負担感の双方を踏まえて整理します。具体的な負担への配慮は、税額設定の中でお示しします。                                             |
| 税額   | (アンケート結果を踏まえ委員会にて検討)                                                                                                                                                                                                                            | アンケート結果、委員意見、県税との合計負担及び税收試算を踏まえ、具体的な税額案をお示しします。                                                     |



## I. 前回の振り返り

### 2.第2回検討委員会での意見を踏まえた現状の整理（2）

| 項目         | 主な委員意見                                                                                                                                                                                                                                           | 検討の方向性                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別徴収義務者交付金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>これぐらいは最低限必要。3%ぐらいは交付しないと、事業者の負担を考えていないと思う。</li> </ul>                                                                                                                                                     | 事業者の徴収・申告事務への支援が必要と考えています。交付率や加算要件等は、県税と町税を分かりやすく運用できるよう、和歌山県と同一の取扱いとします。             |
| システム改修補助金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全額を補助してる自治体があったのでは。</li> <li>いくらかかるかわからないし、上限100万円では不安。</li> </ul>                                                                                                                                        | 宿泊税の導入に伴う初期負担を軽減するため、補助制度を設ける方向で検討します。補助対象経費、補助率及び上限額等は、宿泊事業者の改修内容や費用を把握した上で、今後検討します。 |
| 基金化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>これについて完全に同意。</li> <li>単年度で使い切るということではなく、数年間にわたって計画を立てて使っていくことに大賛成。</li> <li>繰り越せるようにするというのはすごい大事。基本的に賛成。</li> <li>基金は大事。</li> </ul>                                                                       | 中長期的かつ計画的に観光振興施策を実施できるよう、基金による管理の考え方を整理します。                                           |
| 用途         | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材確保とか、ホスピタリティの教育なども課題。</li> <li>2次交通が全くできてないから、2次交通の充実のために使わなければならない。</li> <li>混雑緩和、マナー啓発、清掃活動。</li> <li>観光客がくつろげるような空間、そのメンテナンス。景色のいいところにベンチを置く。ロケーションでの写真映えなどの情報提供。綺麗な町、親しみやすい町のアピールのためのお金。</li> </ul> | 委員意見と事業者・観光客アンケートの結果を踏まえ、具体的な用途と、その検討・公表の仕組みを整理します。                                   |



I. 前回の振り返り

II. 宿泊税の制度設計

III. 宿泊税の使途

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 1. 那智勝浦町宿泊税制度

#### (1) 課税要件

| 項目    | 内容                                                  | 那智勝浦町(案)                                                                                             | 和歌山県(案)              |
|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 課税客体  | 税金がかかる物や行為                                          | 那智勝浦町に所在する宿泊施設への宿泊行為                                                                                 | 和歌山県内に所在する宿泊施設への宿泊行為 |
| 課税標準  | 納税額を算出する際に必要な基本的な数値                                 | 宿泊施設への宿泊数                                                                                            | 宿泊施設への宿泊数            |
| 納税義務者 | 租税を納める義務を課せられる者                                     | 宿泊施設への宿泊者                                                                                            | 宿泊施設への宿泊者            |
| 徴収方法  | 特別徴収: 宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入<br>普通徴収: 町が納税義務者から直接租税を徴収 | 特別徴収                                                                                                 | 特別徴収<br>市町村に委託       |
| 申告期限  | 条例に規定される日までに、徴収(納付)すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの           | 原則として、毎月末日までに前月分を申告納入する。一定の要件を満たす場合は、年4回の特例を設ける。                                                     | 県制度を確認中              |
| 免税点   | 一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度                             | 設けない                                                                                                 | 設けない                 |
| 税額・税率 | 1人1泊当たりの税額を定める方式。一律定額制、段階的定額制、定率制等がある。              | 段階的定額制<br>10,000円未満: 100円<br>10,000円以上20,000円未満: 200円<br>20,000円以上50,000円未満: 300円<br>50,000円以上: 500円 | 一律定額制<br>1人1泊当たり200円 |

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 1. 那智勝浦町宿泊税制度

#### (1) 課税要件

| 項目     | 内容                                             | 那智勝浦町(案)                                                         | 和歌山県(案)                 |
|--------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 課税免除   | 地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる     | 修学旅行その他の学校行事に参加する者<br>※具体的な対象範囲、引率者の取扱い及び確認方法等は、和歌山県制度に合わせて調整する。 | 修学旅行その他の学校行事に参加する者(調整中) |
| 制度の見直し | 制度の施行状況や社会経済情勢等を踏まえ、一定期間ごとに制度を検証し、必要な見直しを行うもの。 | 条例施行後3年を目途に初回の見直しを行い、以後5年ごとを目途に見直す。                              | 県制度を確認中                 |

#### (2) 事業者補助

| 項目         | 内容                                                                        | 那智勝浦町(案)                                                                              | 和歌山県(案)                                                            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 特別徴収交付金    | 宿泊税の申告及び納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金                                    | 和歌山県と同一の取扱いとする。<br>基本率: 納期限内納入額の2.5%<br>制度導入当初: 0.5%加算<br>電子申告: 0.5%加算<br>最大交付率: 3.5% | 基本率: 納期限内納入額の2.5%<br>制度導入当初: 0.5%加算<br>電子申告: 0.5%加算<br>最大交付率: 3.5% |
| システム整備等補助金 | 宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジ・予約管理・会計システム等の改修に係る経費を補助するもの | 補助制度を設ける方向で検討する。<br>補助対象経費、補助率、上限額等の具体的な内容は、宿泊事業者の改修内容や費用を把握した上で、今後検討する。              | 県制度を確認中                                                            |

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 2. 税額について

#### (3) 料金帯別宿泊者数の按分

事業者アンケートで把握した宿泊者数

| 宿泊料金帯              | アンケート宿泊者数 | 構成比     |
|--------------------|-----------|---------|
| 10,000円未満          | 63,933人   | 25.24%  |
| 10,000円以上20,000円未満 | 143,190人  | 56.52%  |
| 20,000円以上50,000円未満 | 38,518人   | 15.20%  |
| 50,000円以上          | 7,694人    | 3.04%   |
| 合計                 | 253,335人  | 100.00% |

※事業者アンケートでは、町内宿泊事業者102件のうち28件から回答があり、回答率は27.4%でした。(別添資料3ページ)

延べ宿泊者数46万人への按分

| 宿泊料金帯              | 構成比     | 100人単位の按分人数 |
|--------------------|---------|-------------|
| 10,000円未満          | 25.24%  | 116,100人    |
| 10,000円以上20,000円未満 | 56.52%  | 260,000人    |
| 20,000円以上50,000円未満 | 15.20%  | 69,900人     |
| 50,000円以上          | 3.04%   | 14,000人     |
| 合計                 | 100.00% | 460,000人    |

※延べ宿泊者数(令和7年度速報値)46万人を基に試算

#### 注記

- ・ アンケート回答施設の年間宿泊者数448,298人と、料金帯別人数の合計253,335人は一致していない。
- ・ 元資料には「未回答による数値の不一致部分あり」との注記がある。
- ・ このため、料金帯別人数の合計253,335人を按分の母数とした。
- ・ 回答施設の料金構成が町全体にも当てはまると仮定した概算であり、実績値ではない。
- ・ 修学旅行その他の学校行事に係る課税免除は反映していない。

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 2. 税額について

#### (4) 4段階制の税額案・税収試算

##### 4段階制の税額案

| 1人1泊の宿泊料金          | 町宿泊税 | 県宿泊税 | 合計負担 |
|--------------------|------|------|------|
| 10,000円未満          | 100円 | 200円 | 300円 |
| 10,000円以上20,000円未満 | 200円 | 200円 | 400円 |
| 20,000円以上50,000円未満 | 300円 | 200円 | 500円 |
| 50,000円以上          | 500円 | 200円 | 700円 |

※宿泊料金は、食事代等を含まない1人1泊当たりの素泊まり料金。  
※和歌山県宿泊税200円が町宿泊税とは別に課税される想定。

##### 町宿泊税の税収試算

| 宿泊料金帯              | 町税額  | 按分人数     | 計算式             | 年間町税収   |
|--------------------|------|----------|-----------------|---------|
| 10,000円未満          | 100円 | 116,100人 | 100円 × 116,100人 | 1,161万円 |
| 10,000円以上20,000円未満 | 200円 | 260,000人 | 200円 × 260,000人 | 5,200万円 |
| 20,000円以上50,000円未満 | 300円 | 69,900人  | 300円 × 69,900人  | 2,097万円 |
| 50,000円以上          | 500円 | 14,000人  | 500円 × 14,000人  | 700万円   |
| 合計                 | -    | 460,000人 | -               | 9,158万円 |

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 2. 税額について

#### 町税一律200円案との比較

| 比較項目       | 4段階制    | 町税一律200円 |
|------------|---------|----------|
| 年間町税収      | 9,158万円 | 9,200万円  |
| 一律200円案との差 | ▲42万円   | -        |
| 県税を含む最低負担  | 300円    | 400円     |
| 県税を含む最高負担  | 700円    | 400円     |
| 担税力の反映     | あり      | なし       |

#### 注記

- ・修学旅行その他の学校行事に係る課税免除は反映していない。
- ・特別徴収交付金、システム整備等補助金及び徴収経費等は控除していない。
- ・宿泊者数や料金帯構成の変化により、実際の税収は増減する。
- ・9,158万円は町宿泊税の総額試算であり、町の実質的な歳入額ではない。

## Ⅱ. 宿泊税の制度設計

### 2. 税額について

#### (5) 4段階制を提案する理由

##### ① 低価格帯の負担感に配慮

- 第2回検討委員会では、宿泊料金が低い施設を含めて広く徴収しながら、最低額を100円とする意見が示されました。(第2回検討委員会議事録)
- また、簡易宿所側からは、3,500円から4,000円程度の宿泊料金に対する200円の負担は大きいとの意見が示されました。(第2回検討委員会発言要旨)

対応案

- 10,000円未満の町税を100円とする。
- 県税を含む合計負担を300円に抑える。
- 免税点は設けず、低額で広く負担を求める。

##### ② 担税力に応じた公平性を確保

・段階的定額制は宿泊料金の区分ごとに税額を分ける方式であり、一定程度、担税力に応じた負担を実現できます。

白浜町の制度案では、右の4段階制が示されています。

| 宿泊料金               | 白浜町    |
|--------------------|--------|
| 10,000円未満          | 200円   |
| 10,000円以上20,000円未満 | 300円   |
| 20,000円以上50,000円未満 | 500円   |
| 50,000円以上          | 1,000円 |

### 那智勝浦町案

- ・白浜町の制度案と同じ料金区分を使用する。
- ・本町の宿泊実態と県税200円との合算負担を踏まえ、町税額を100円・200円・300円・500円とする。

### ③ 一律200円案とほぼ同じ税収規模を確保

| 制度       | 年間町税収   |
|----------|---------|
| 町税一律200円 | 9,200万円 |
| 4段階制     | 9,158万円 |
| 差額       | ▲42万円   |



I.前回の振り返り

II.宿泊税の制度設計

III.宿泊税の使途



## Ⅲ. 宿泊税の使途

### 1. 使途の検討について(現状の整理)

確認できていること



#### ① 宿泊税収の基金化

- ・ 財源の平準化 ⇒ 外部要因による税収の増減に対応が可能。
- ・ 中長期的な事業の計画が可能 ⇒ 年度をまたぐ大規模な投資や計画的な事業執行が可能
- ・ 突発的なリスクへの備え ⇒ 観光業を取り巻く急激な環境変化等に対し、柔軟に取り崩して対応できる
- ・ 使途の透明性と目的税としての明確化 ⇒ 一般財源と切り離し、専用の基金として管理する



#### ② 使途を検討する会議体の設置

- ・ 異なる立場の関係者が、宿泊税(目的税)を介して観光地のあり方を建設的に議論できる「場」になる
- ・ 一つの立場では決めきれない複雑な使途を、多様な視点を踏まえて判断できる
- ・ 会議で決定することで「合意形成」となり、地域の意見として行政も活用できる

協議事項



#### ③ 使途

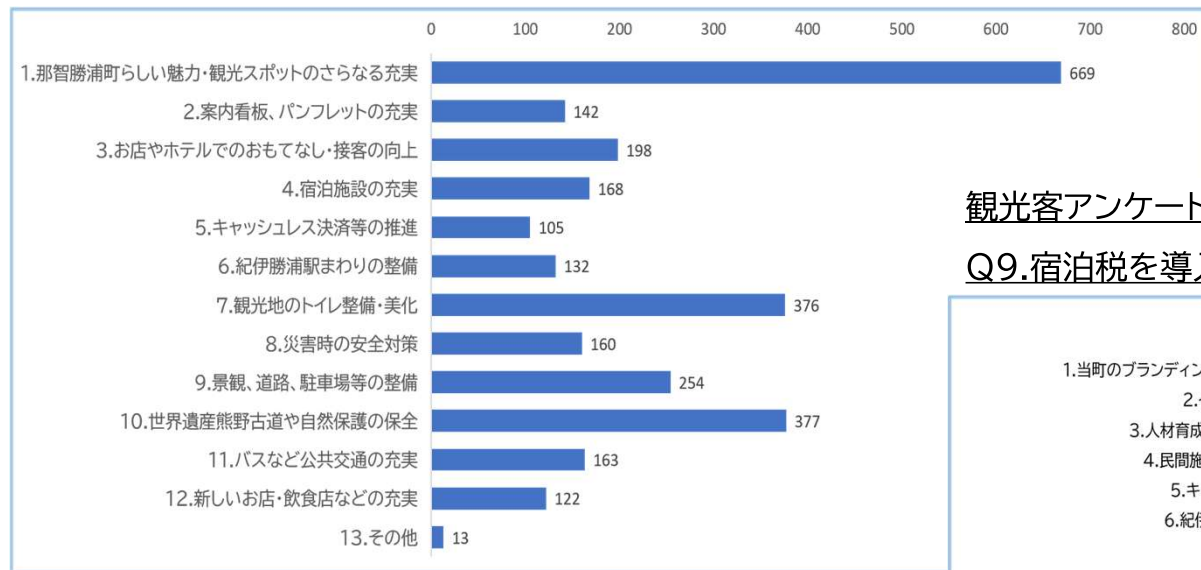
- ・ 事業者アンケート(別添資料P.5＝今後の当町の観光振興)
- ・ 観光客アンケート(別添資料P.17＝宿泊税の活用先)
- ・ 上記2点を参考に、当検討委員会にて具体的な活用先、使途を検討する

## Ⅲ. 宿泊税の使途

### 1.使途の検討について(現状の整理)

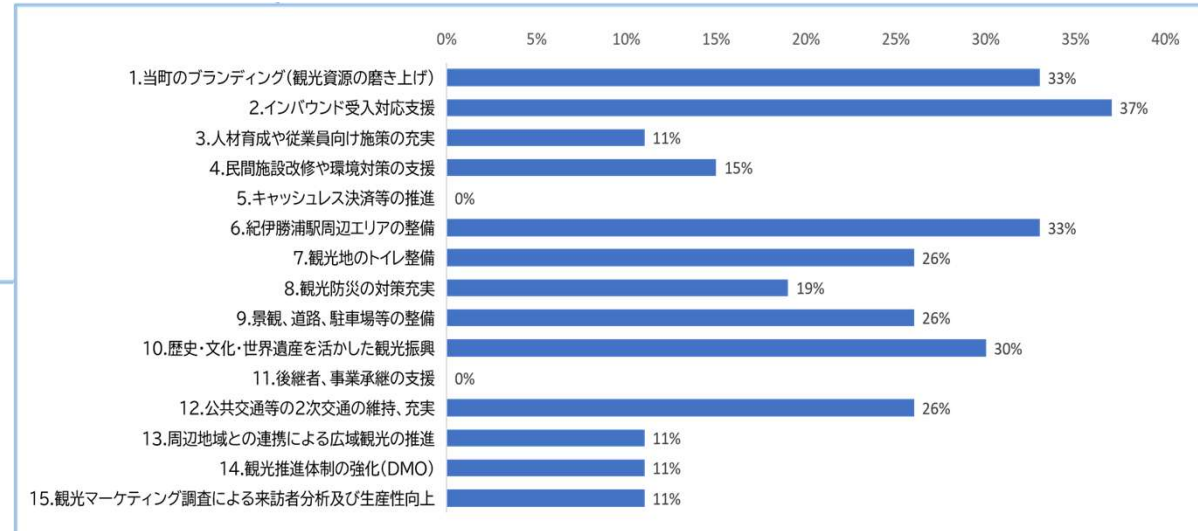
#### 事業者アンケート

Q5.今後の那智勝浦町の観光振興を図る上で、重点的に実施していくべきと考えるもの



#### 観光客アンケート

Q9.宿泊税を導入する場合、どのようなことに活用されるとよいと思いますか？





## 第3回

那智勝浦町 宿泊税検討委員会

別添資料(アンケート集計結果)

令和8年9月1日 那智勝浦町宿泊税検討委員会



## 本資料の構成

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| I. 事業者アンケート集計結果  | ・・・・・・・・・・ P. 3  |
| II. 観光客アンケート集計結果 | ・・・・・・・・・・ P. 13 |



## I. 事業者アンケート集計結果

### 1.事業者向け宿泊税アンケート調査の概要

実施期間：令和8年7月29日(水)～令和8年8月14日(金)

調査対象：町内の宿泊事業者(ホテル、旅館、民宿、簡易宿泊所) 102件

調査方法：アンケート用紙を町内の宿泊事業者に送付

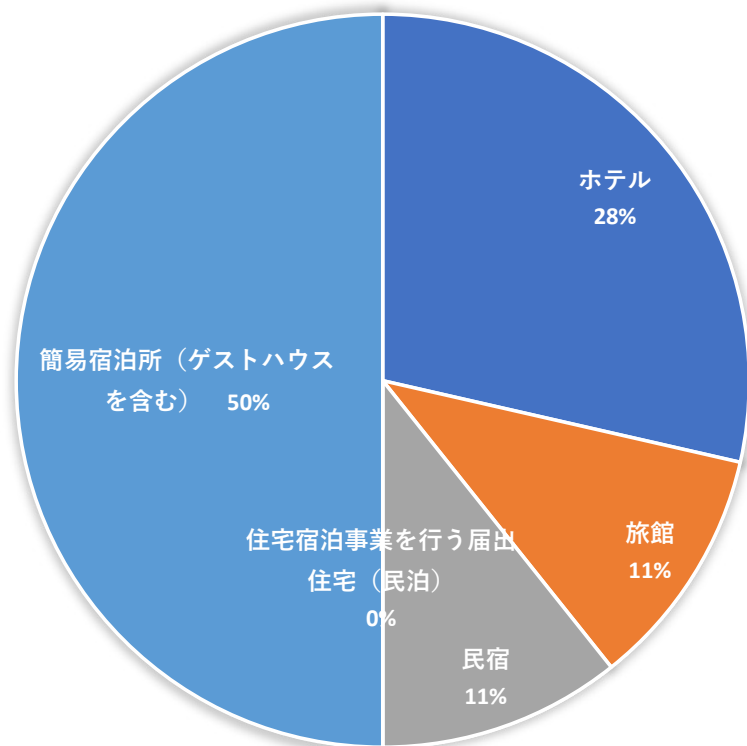
調査用紙に記載の二次元コードによるWEBフォームでの回答

回答数：28件（回答率27.4%）※令和8年8月28日時点の集計結果



## I. 事業者アンケート集計結果

### Q2.施設の種別について教えてください



### Q3.施設の規模について教えてください (回答があった施設の集計)

| 客室数 | 収容人数  | 年間宿泊者数  |
|-----|-------|---------|
| 963 | 3,189 | 448,298 |

### Q4.貴施設の宿泊料金 区分ごとの宿泊者数について教えてください

| 料金内訳               | 宿泊者数    |
|--------------------|---------|
| 10,000円未満          | 63,933  |
| 10,000円以上20,000円未満 | 143,190 |
| 20,000円以上50,000円未満 | 38,518  |
| 50,000円以上          | 7,694   |

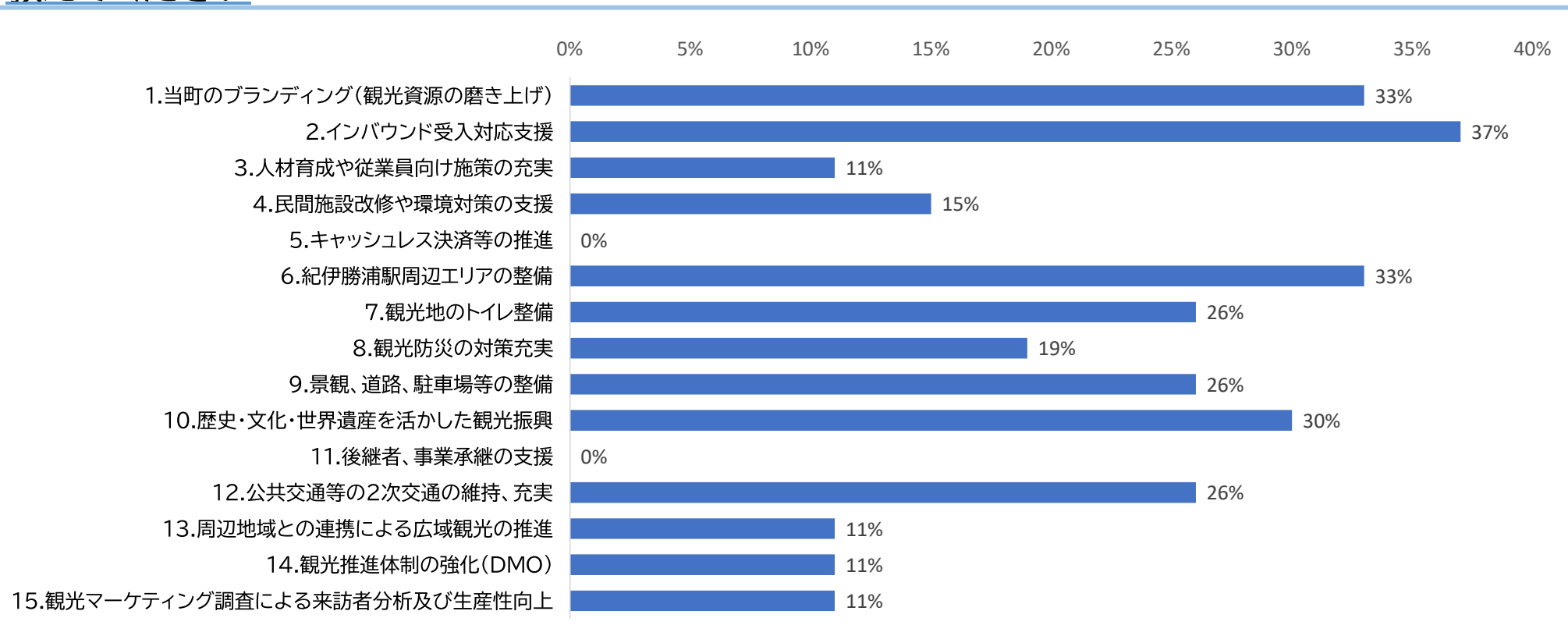
※注 未回答による数値の不一致部分あり。

- ・ (Q2)回答があった宿泊施設のうち、簡易宿泊所が約半数。次いでホテルが3割となっている。
- ・ (Q3)年間宿泊者数は回答があった施設の集計で約45万人。当町の観光動態(46万人)に近づいた結果となった。
- ・ (Q4)料金分布におけるボリュームゾーンは10,000円以上20,000円未満。



## I. 事業者アンケート集計結果

### Q5. 今後の那智勝浦町の観光振興を図るうえで、重点的に実施していくべきと考えるものを教えてください

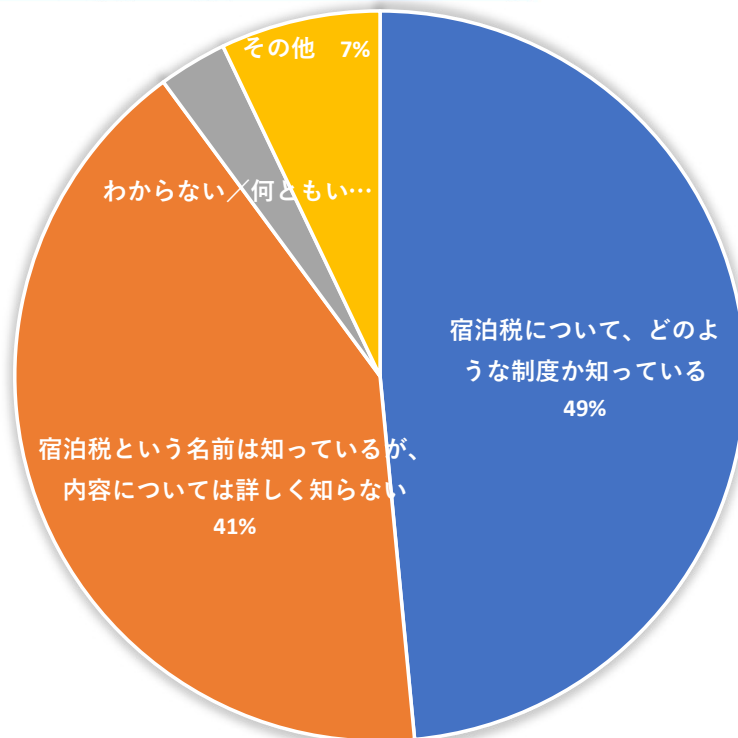


- ・ (Q5)事業者の方の考える観光振興の上位3つは「当町のブランディング」「インバウンド受入対応支援」「紀伊勝浦駅周辺エリアの整備」となり、次いで「歴史・文化・世界遺産を活かした観光振興」となり、いずれも3割を超えている。

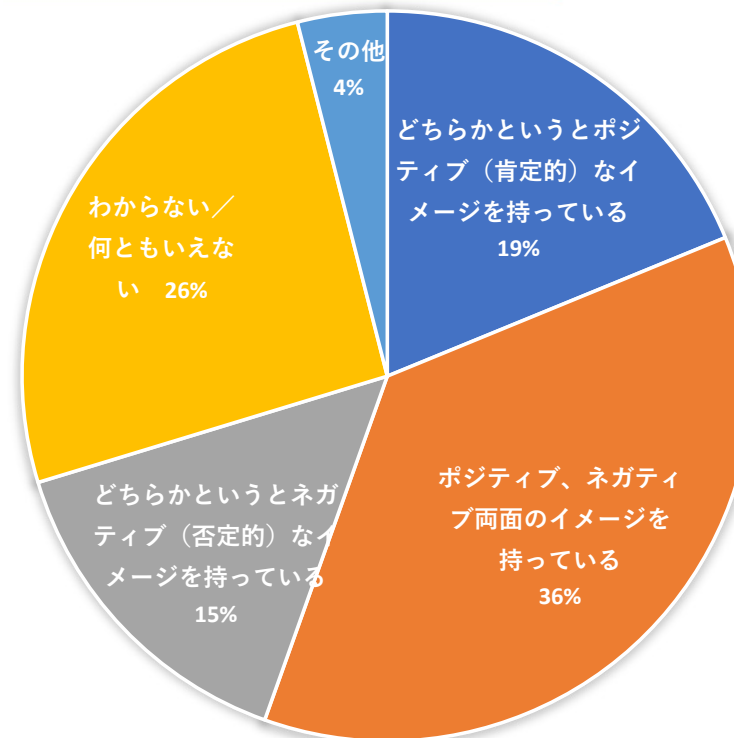


## I. 事業者アンケート集計結果

Q6.現時点で宿泊税に対してどのようなご理解か教えてください。



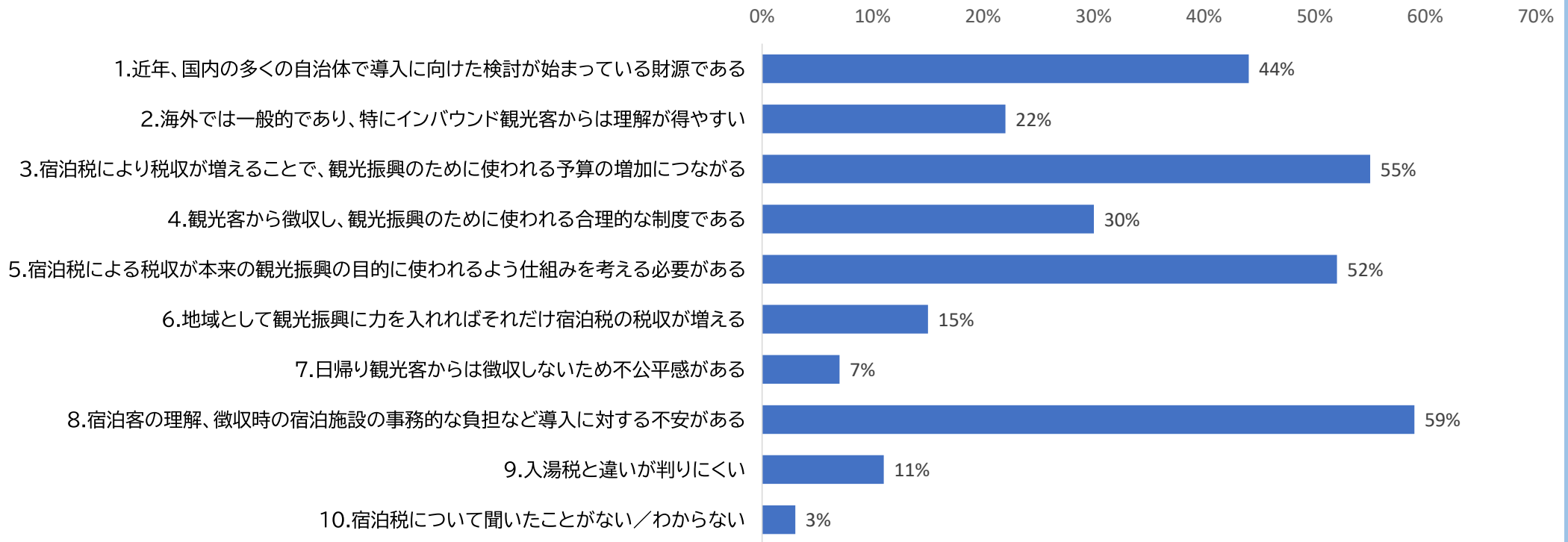
Q7.宿泊税に対してどのようなイメージをお持ちか教えてください。



- ・ (Q6)事業者の方の宿泊税の制度への理解は約半数。名前を聞いたことがある方は4割となった。
- ・ (Q7)宿泊税に対するイメージとしては、肯定的・否定的な両面のイメージを持っている方が多かった。一方でわからないと答えた方も多かった。

## I. 事業者アンケート集計結果

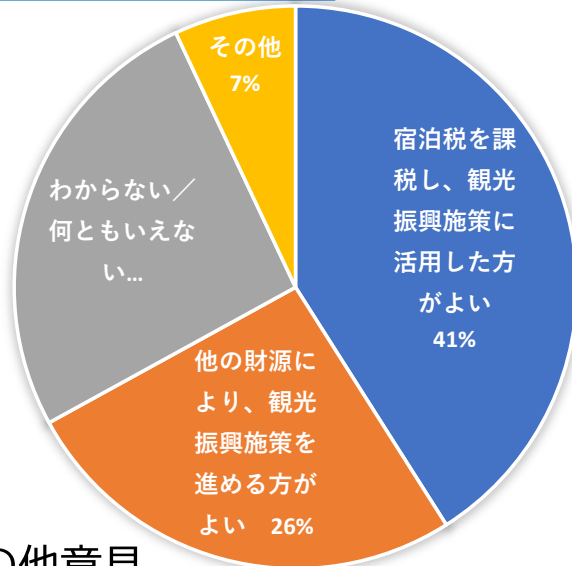
### Q8.宿泊税に対してお持ちの具体的なイメージを教えてください。



- ・(Q8)「8.導入に対する不安」が多かった。次いで多いのは「3.税金増による観光振興予算の増」、3番目に「5.使途に関する仕組みづくり」が続いた。

## I. 事業者アンケート集計結果

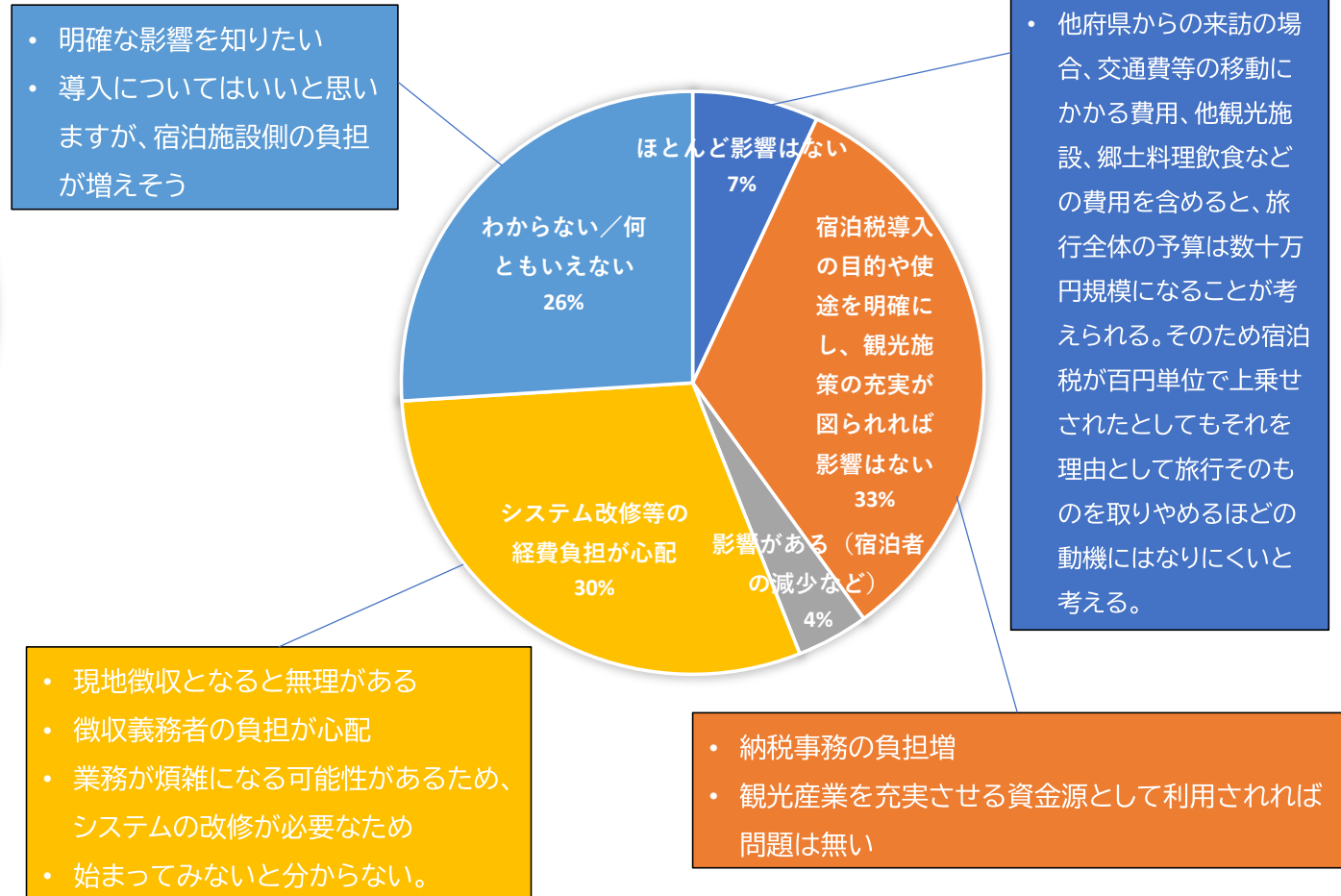
**Q9.新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。**



### Q9.その他意見

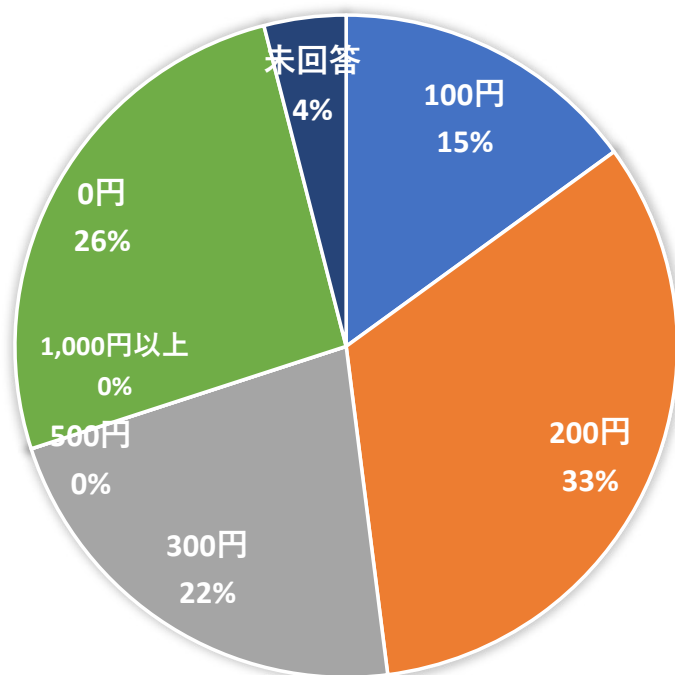
- 地元への還元
- ドラマ
- 教育、子育て
- 喫煙所の整備
- どんな振興策なのか
- その税金を何に使用するのか具体的に示される必要があると思慮致します。観光振興施策とはどんなものなのか、各事業者にどれぐらい有益なのか、が明確にならないければ可否の判断がつきにくい

**Q10.宿泊税導入により、想定される影響について教えてください。**

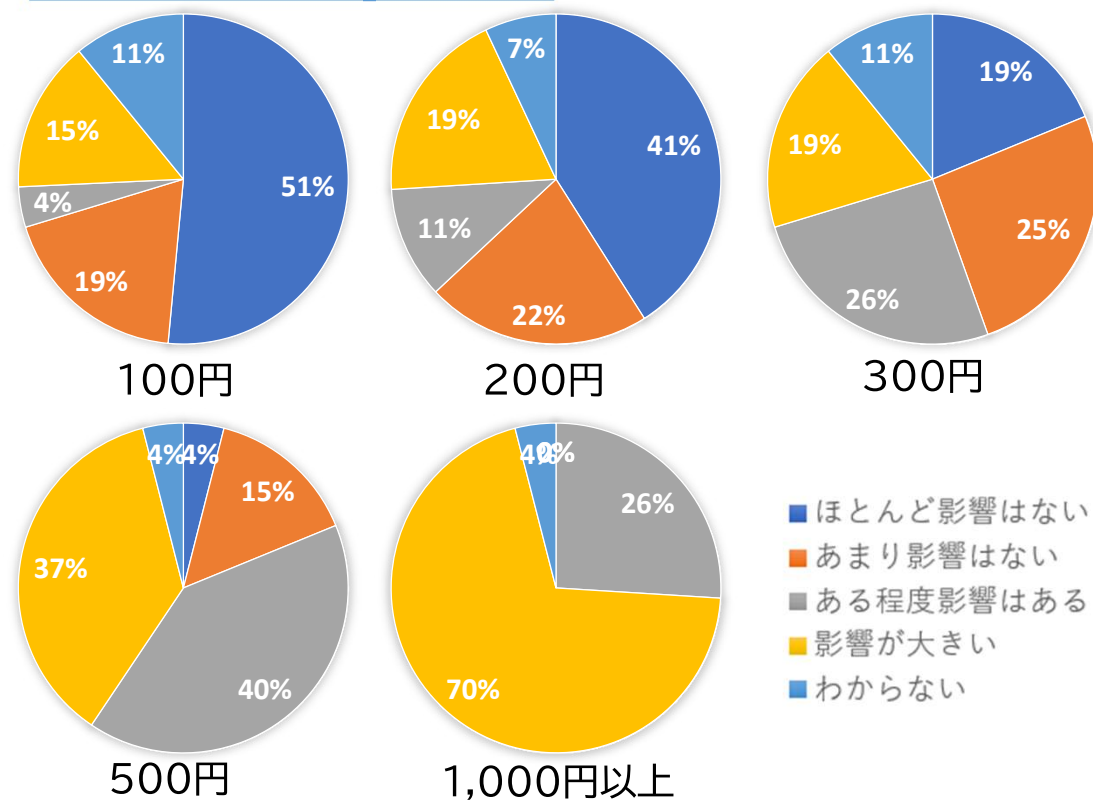


## I. 事業者アンケート集計結果

Q11.一人当たりの宿泊税の金額はどの程度が妥当と考えますか。



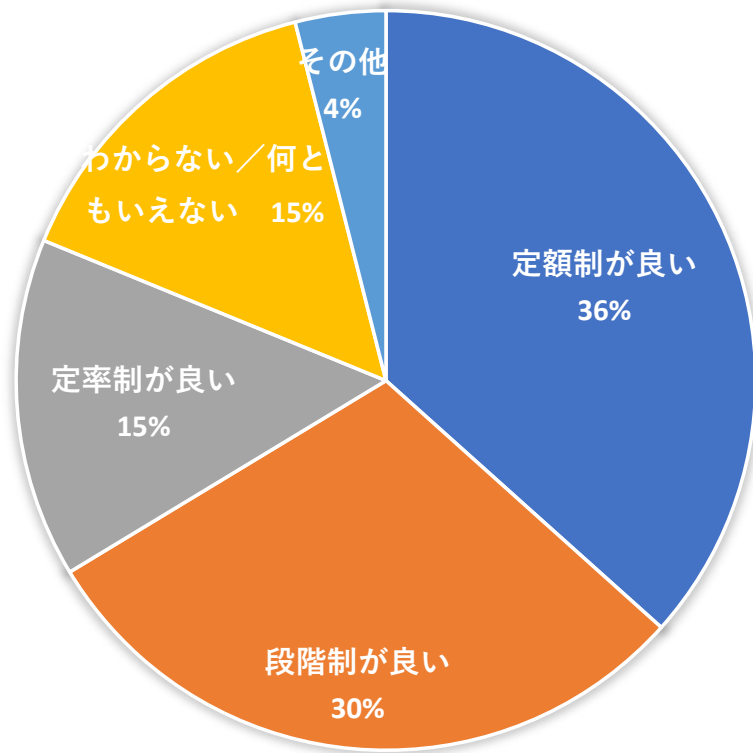
Q12.宿泊税を導入した場合、宿泊者数の減少など影響についてどう考えますか。



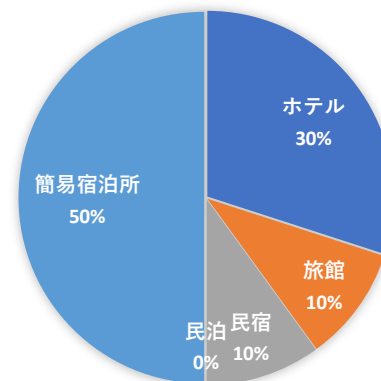
- (Q11)事業者の方の考える宿泊税の妥当な金額は「200円」、ついで「0円」が多かった。
- (Q12)税額別の影響で、大きく影響が出始めるのは「300円」から。それ以上の税額は抵抗感が大きくなった。

## I. 事業者アンケート集計結果

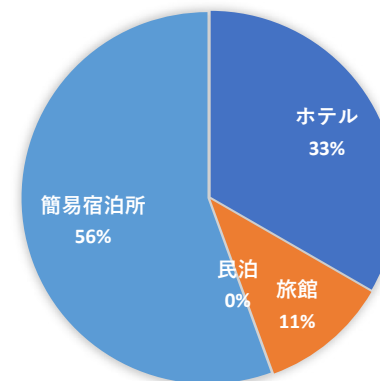
### Q13.定額制、段階的定額制、定率制について



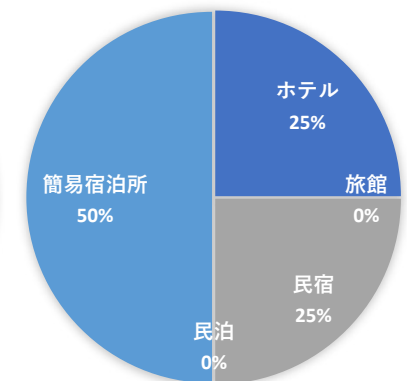
#### (参考) 各制度に回答した施設の内訳



定額制



段階的定額制



定率制

- ・ (Q13)定額制が良いと答えたのが36%。次いで段階制が良いと答えたのが30%となった。
- ・ (Q13-1)各制度について回答した宿泊施設別の割合。



## I. 事業者アンケート集計結果

### Q14. 宿泊税の検討について意見(自由記述)

#### (税負担・事務的負担への意見)

- ・ 個人で運営する小規模宿泊施設にとって宿泊税の徴収や申告に加え、宿泊者への説明などの事務負担が増えることを懸念しています。宿泊者にもわかりやすく説明できる統一した案内や仕組みを整えるとともに、宿泊税の使い道を明確にし、小規模事業者でも負担なく運用できる制度やサポート体制を整備した上で導入していただきたいです。
- ・ 例えば宿泊税300円の場合 宿泊費一泊3,000円と30,000円では負担が大きく違う。金額もそうですが徴収の仕方が一番気になるところ(事前徴収なのか現地徴収なのか) 現地徴収はほぼ不可能。
- ・ 宿に負担をかけるのではなく、国自体が徴収すればいい。
- ・ 日本にこれ以上税金を増やすのは反対です。
- ・ 当店は個人(1人)で営業しているので、手のかかる事はしてほしくないです。

#### (入湯税との関係)

- ・ 入湯税を納めてる施設と納めていない施設とで宿泊税の金額にもよりますが、多少不公平感があると思います。後、宿泊税についてどのように使われるか明記が必要だと思います。
- ・ 税収をどう使うかが判らない。入湯税も合わせて調整すべき。Q5の使途の目的によっては観光税にしては。

#### (導入に肯定的)

- ・ 観光資源の維持・保全や、さらなる観光の推進に必要な財源として、宿泊税を導入することが望ましいと考える。観光インフラを整備・充実させることで、来訪される方々の安心・安全につながり、ひいては顧客満足度の向上にもつながる。宿泊税の導入は、こうした観光環境の充実を図るための施策の一つとして位置づけられる。

#### (情報提供)

- ・ 大部分の宿泊者は、宿泊予約サイトを通して宿泊しており、宿泊料金はサイト一括で処理している為、今後、宿泊税が導入されれば、どの様な対応になるかが知りたい。
- ・ 始めたばかりなので、良くわかりません。
- ・ 宿泊税に関する問い合わせ窓口及び電話窓口等設営して頂きたい。



## I. 事業者アンケート集計結果

### Q14. 宿泊税の検討について意見(自由記述)

(使途に関する意見)

- ・ 宿泊税については、観光振興に活用されるのであれば前向きに検討できる制度だと考えます。そのうえで、和歌山県の動向も踏まえ、県と町の制度の整合性を図り、既存の入湯税も含めて分かりやすい仕組みにしたいです。特に重要なのは、税収の使途を明確にし、観光客の利便性向上や地域の魅力向上にしっかり還元されることだと思います。あわせて、宿泊事業者の徴収・申告事務が過度な負担とならないよう、簡素で実務的な制度設計をお願いしたいです。他の自治体で宿泊税の検討会に参加した時に徴収した宿泊税が本当に観光振興のために使われているかの確認ができるのかについて不安な声があがっていた。徴収した宿泊税が何に使用されたのか情報の開示があれば観光客や事業者からの理解が進むと考える。

### Q15. 観光振興全般に対する意見(自由記述)

- ・ 紀伊半島の自然を将来的にも守っていくことが大事だと思います。
- ・ 熊野の霊場と古道が世界遺産に登録されたことにより、熊野地方全体がにぎわいを見せている。今後も熊野全体が一本化した振興策をもって全世界にPRしていただきたい。
- ・ 地域内の施設(店、宿泊施設、観光スポット等)の情報がわかりにくいという観光客の声を聞きました。HPの充実を望みます。
- ・ 那智勝浦町の観光振興を進めるうえでは、那智山観光の魅力向上と受入環境整備が最も重要だと考えます。那智山は知名度が高く、町外からの誘客効果が大きいため、ここを起点として町内全体の消費拡大につなげる視点が必要です。そのため、アクセス改善、駐車場対策、案内サインの統一、トイレ・休憩所の整備、混雑対策など、観光客の利便性向上につながる整備をお願いしたいです。また、宿泊施設や飲食店、土産物店など地域事業者に来訪者の消費が波及するよう、那智山と勝浦温泉、熊野古道、まぐろなどを組み合わせた滞在型観光の推進にも力を入れていただきたいです。
- ・ コロナ禍より観光客が減少していましたが、最近は旅行客が増えてきており、那智勝浦町に関しては良い傾向だと思います。この調子でお客様が来ていただくと良いですね。



## Ⅱ. 観光客アンケート集計結果

### 1.観光客向け宿泊税アンケート調査の概要

実施期間：令和8年8月13日(木)～令和8年8月28日(金)

調査対象：町内観光客、協力依頼をした各宿泊施設の宿泊者

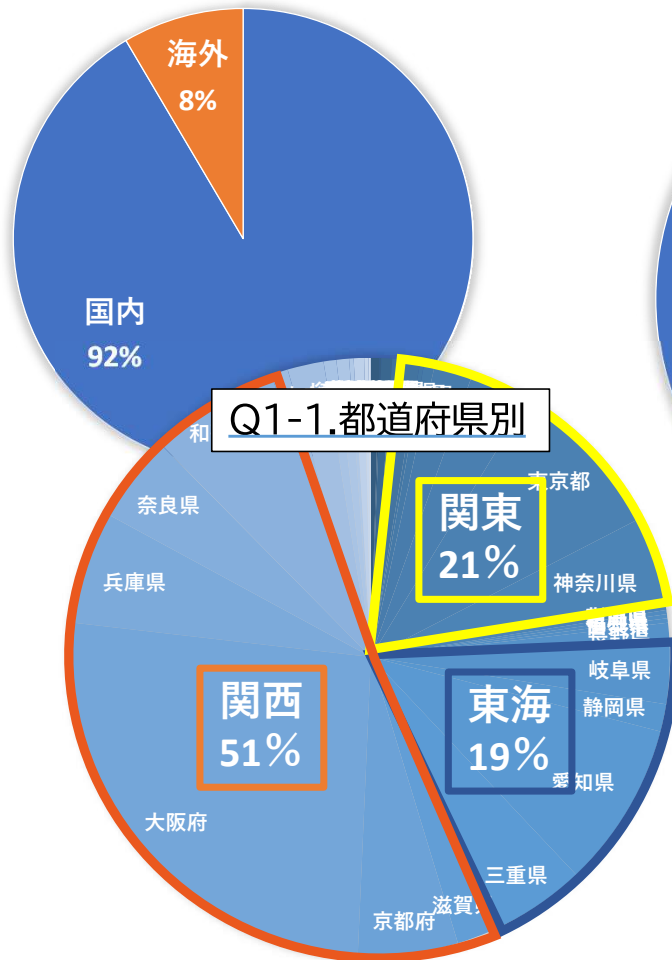
調査場所：にぎわい市場、大門坂駐車場、那智山観光センター、協力依頼先の各宿泊施設(4か所)

調査方法：アンケート用紙に記入または用紙に記載の二次元コードによるWEBフォームでの回答

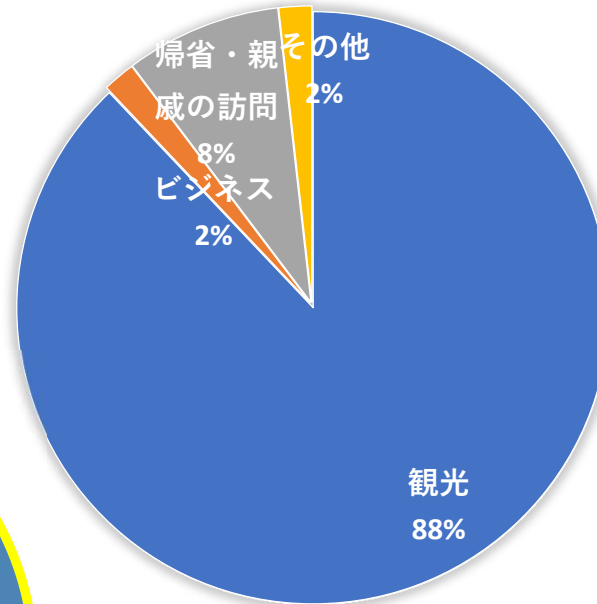
回答数：1,024件 ※令和8年8月28日時点の集計結果

## Ⅱ. 観光客アンケート集計結果

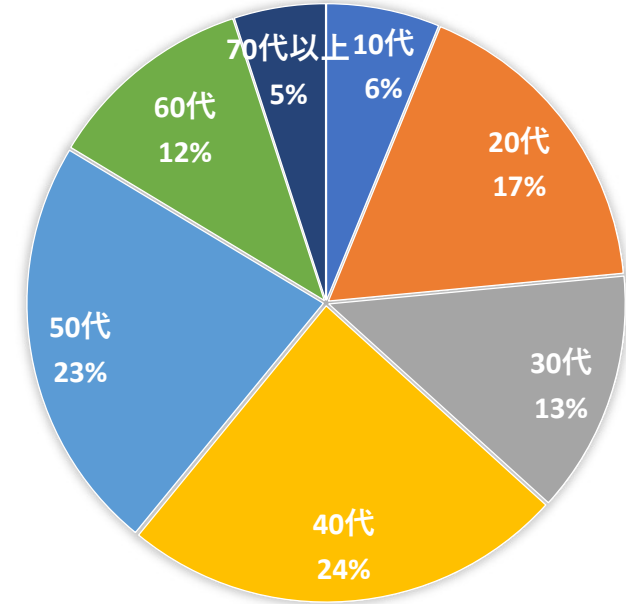
### Q1.お住まい



### Q2.主な来訪目的



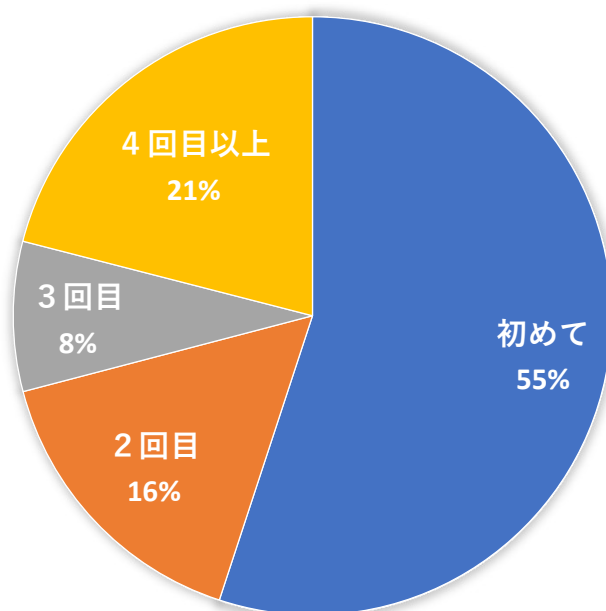
### Q3.年代



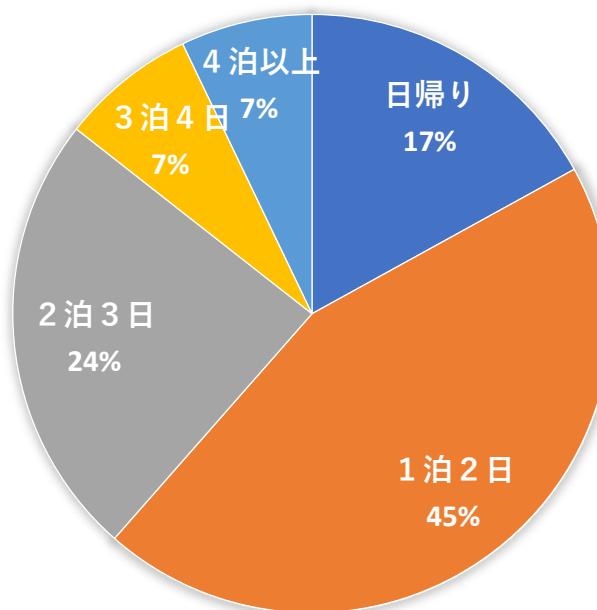
- ・ 国内観光客が大多数を占めており、主に関西圏からの来訪者が多い。
- ・ 世代は40代、50代がメインであり、家族連れが多かった。



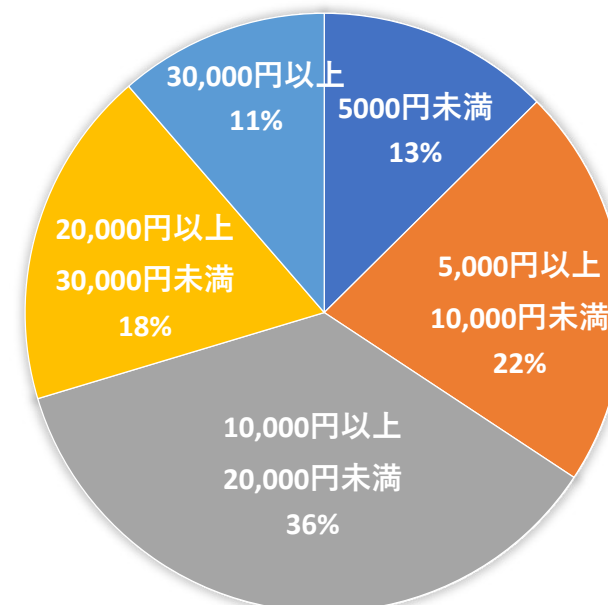
### Q4.那智勝浦町への訪問回数



### Q5.滞在日数



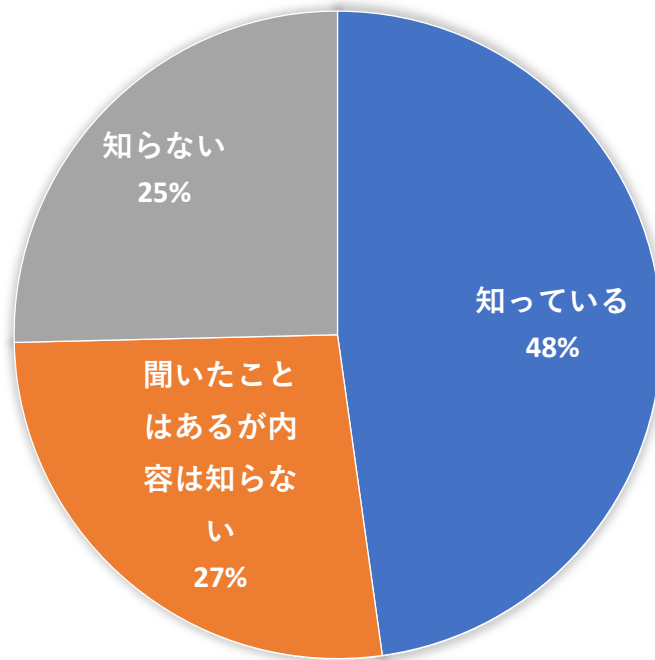
### Q6.宿泊料金(おひとり一泊あたり)



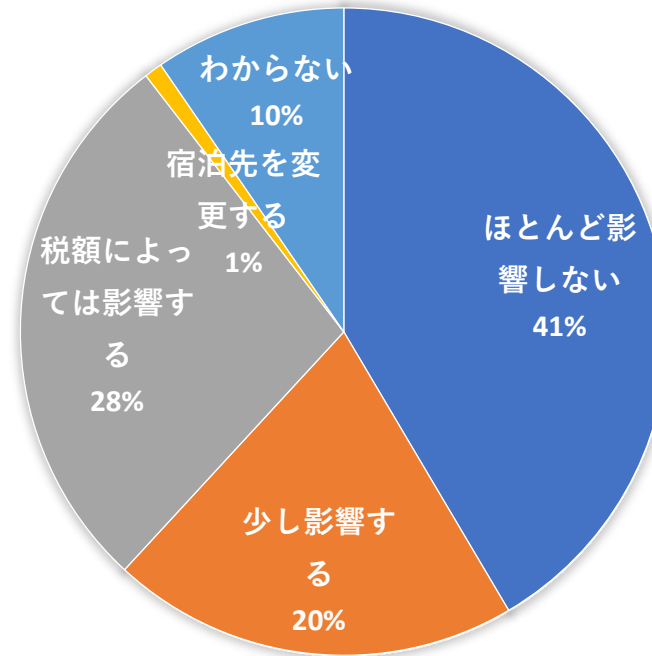
- ・ (Q4)訪問回数は「初めて」が過半数を占めていた。次いで4回目以上。
- ・ (Q5)滞在日数は1泊2日が約半数を占めた。
- ・ (Q6)宿泊料金は10,000円以上20,000円未満が多くを占め、次いで5,000円以上10,000円未満が続いている。



### Q7. 宿泊税についてご存じですか



### Q8. 導入された場合、宿泊先選びへの影響は

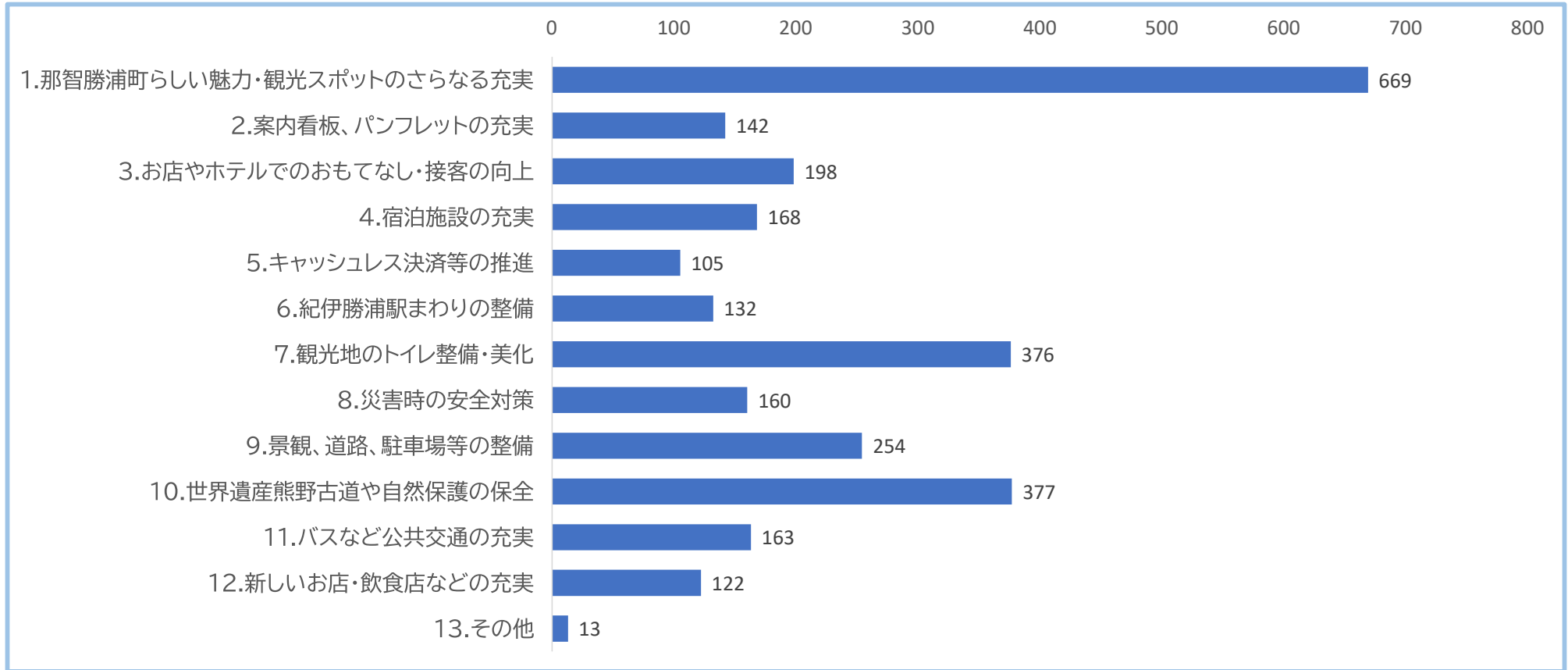


- ・ (Q7) 宿泊税を知っている人は約半数。内容を知らなくとも名前を知っている人を加えるとおよそ75%は認知されている。
- ・ (Q8) 宿泊税が導入されることによる宿泊先選びへの影響は、約4割が「ほとんど影響しない」と回答。一方、税額によっては影響すると答えた人が約3割いることがわかった。

## Ⅱ. 観光客アンケート集計結果



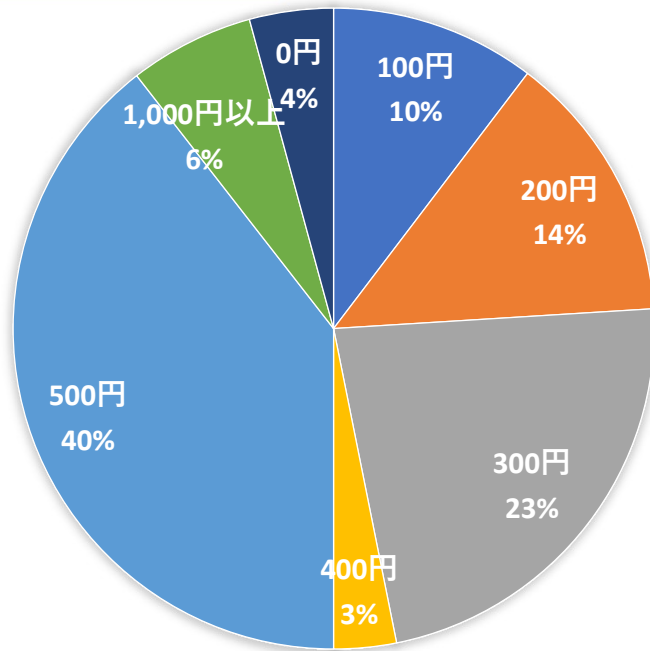
### Q9. 宿泊税を導入する場合、どのようなことに活用されるとよいと思いますか。



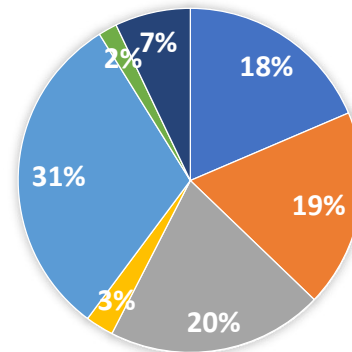
- ・ (Q9) 使途について大多数が「那智勝浦町らしい魅力・観光スポットのさらなる充実」を選んでいる。次いで「観光地のトイレ整備・美化」、「世界遺産熊野古道や自然保護の保全」が続いている。また、「景観・道路・駐車場の整備」も選ばれている。

## Ⅱ. 観光客アンケート集計結果

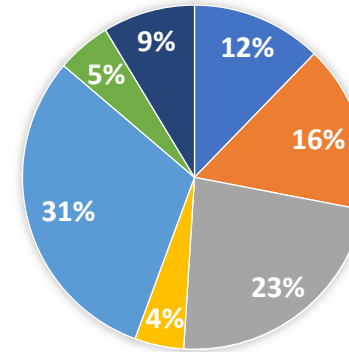
Q10.宿泊税について支払ってもよいと思う金額の上限を教えてください。(ひとりあたり)



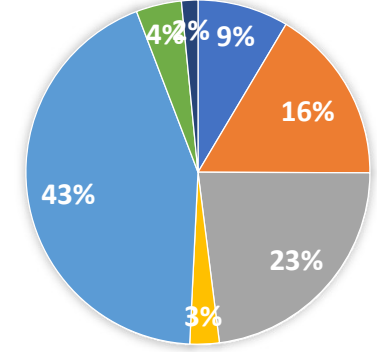
### Q10-1.支払った宿泊料金別の回答



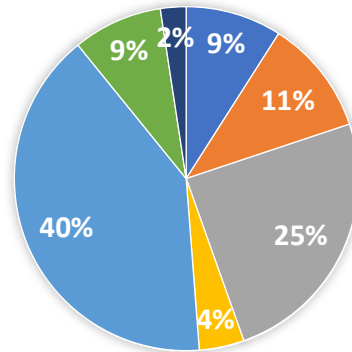
～5,000円



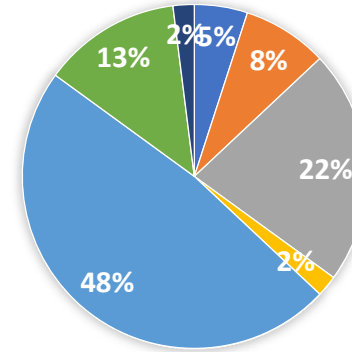
5,000～10,000円



10,000～20,000円



20,000～30,000円



30,000円～



- ・ (Q10)最も多く選ばれたのは「500円」。次いで「300円」。
- ・ (Q11)宿泊先料金別にクロス集計を行うと、料金が高くなるにつれ支払ってもよいと思う税額が大きくなっている。占めている割合はどの料金帯でも「500円」「300円」が1位、2位となっている。

## 新たな観光財源(宿泊税導入検討)に関するアンケート調査



下記のアンケートについて御回答をお願いいたします。なお、スマートフォンによる回答も可能です。 二次元コードはこちらをご利用ください ⇒⇒⇒

### 1 施設(回答者)への基礎的な質問

Q1 事業者名を記載してください。

|      |  |
|------|--|
| 事業者名 |  |
|------|--|

Q2 施設の種別について教えてください。

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 1 ホテル | 4 住宅宿泊事業を行う届出住宅(民泊) |
| 2 旅館  | 5 簡易宿泊所(ゲストハウスを含む)  |
| 3 民宿  | 6 その他( )            |

Q3 施設規模(客室数、収容人数、年間宿泊者数)について教えてください。また、複数の施設が該当する場合は施設ごとにご記入ください。

|        | 宿泊施設 |
|--------|------|
| 部屋数    | 部屋   |
| 収容人数   | 人    |
| 年間宿泊者数 | 人    |

Q4 貴施設の宿泊料金※1区分ごとの宿泊者数について教えてください。

|          |                       |            |                     |
|----------|-----------------------|------------|---------------------|
| 年間延べ宿泊者数 |                       | 人泊<br>(※2) | ←Q3の宿泊者数を<br>記載ください |
| 費        | 10,000 円未満            | 人泊         |                     |
|          | 10,000 円以上 20,000 円未満 | 人泊         |                     |
|          | 20,000 円以上 50,000 円未満 | 人泊         |                     |
|          | 50,000 円以上            | 人泊         |                     |

※1 本調査における宿泊料金とは、飲食代等を除き、サービス料等を含んだ金額とします。  
(宿泊料金に含まれないもの)

- ・飲食代
- ・カラオケ等の金額

次のページに続きます。



**Q8 宿泊税に対してお持ちの具体的なイメージを教えてください(あてはまるものすべてに「○」)。**

- 1 近年、国内の多くの自治体で導入に向けた検討が始まっている財源である
- 2 海外では一般的であり、特にインバウンド観光客からは理解が得やすい
- 3 宿泊税により税収が増えることで、観光振興のために使われる予算の増加につながる
- 4 観光客から徴収し、観光振興のために使われる合理的な制度である
- 5 宿泊税による税収が本来の観光振興の目的に使われるよう仕組みを考える必要がある
- 6 地域として観光振興に力を入れればそれだけ宿泊税の税収が増える
- 7 日帰り観光客からは徴収しないため不公平感がある
- 8 宿泊客の理解、徴収時の宿泊施設の事務的な負担など導入に対する不安がある
- 9 入湯税と違いが分かりにくい
- 10 宿泊税について聞いたことがない／よくわからない
- 11 その他( )

**Q9 新たな観光財源として宿泊税の導入についてどのように考えるか教えてください。**

- 1 宿泊税を課税し、観光振興施策に活用した方がよい
- 2 他の財源により、観光振興施策を進める方がよい
- 3 わからない／何ともいえない
- 4 その他( )

**Q10 宿泊税導入により、想定される影響について教えてください。また、その理由を教えてください。**

- 1 ほとんど影響はない
- 2 宿泊税導入の目的や用途を明確にし、観光施策の充実が図られれば影響はない
- 3 影響がある(宿泊者の減少など)
- 4 システム改修等の経費負担が心配
- 5 わからない／何ともいえない

回答した理由

|  |
|--|
|  |
|--|

**Q11 1人当たりの宿泊税の金額はどの程度が妥当と考えますか。**

- 1 100 円
- 2 200 円
- 3 300 円
- 4 500 円
- 5 1,000 円以上
- 6 0 円

次のページに続きます。

**Q12 宿泊税を導入した場合、宿泊者数の減少など影響についてどう考えますか。**

(※それぞれの税額のチェックボックスにチェックを1つ入れてください)

| 税額 100 円                           | 税額 200 円                           | 税額 300 円                           | 税額 500 円                           | 税額 1,000 円以上                       |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ほとんど影響はない | <input type="checkbox"/> ほとんど影響はない | <input type="checkbox"/> ほとんど影響はない | <input type="checkbox"/> ほとんど影響はない | <input type="checkbox"/> ほとんど影響はない |
| <input type="checkbox"/> あまり影響はない  | <input type="checkbox"/> あまり影響はない  | <input type="checkbox"/> あまり影響はない  | <input type="checkbox"/> あまり影響はない  | <input type="checkbox"/> あまり影響はない  |
| <input type="checkbox"/> ある程度影響はある | <input type="checkbox"/> ある程度影響はある | <input type="checkbox"/> ある程度影響はある | <input type="checkbox"/> ある程度影響はある | <input type="checkbox"/> ある程度影響はある |
| <input type="checkbox"/> 影響が大きい    | <input type="checkbox"/> 影響が大きい    | <input type="checkbox"/> 影響が大きい    | <input type="checkbox"/> 影響が大きい    | <input type="checkbox"/> 影響が大きい    |
| <input type="checkbox"/> わからない     | <input type="checkbox"/> わからない     | <input type="checkbox"/> わからない     | <input type="checkbox"/> わからない     | <input type="checkbox"/> わからない     |

**Q13 宿泊税は、下の表のとおり宿泊料金(食事代を除く)により税額(税率)が異なる仕組みとなっています。宿泊税の制度について参考にご意見をお聞かせください。**

|            | 定額制           | 段階制                                                                                                                           | 定率制                    |
|------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 税率<br>(税額) | 1 人 1 泊 300 円 | 1 人 1 泊につき、<br>① 10,000 円未満 :200 円<br>② 10,000 円以上 20,000 円未満:300 円<br>③ 20,000 円以上 50,000 円未満:500 円<br>④ 50,000 円以上 :1,000 円 | 1 人 1 泊につき、<br>宿泊料金×3% |

- 1 定額制が良い
- 2 段階制が良い
- 3 定率制が良い
- 4 わからない／何ともいえない

**Q14 宿泊税の検討について御意見があれば記入をお願いします(自由記述)**

次のページに続きます。

#### 4 自由記述

Q15 ほかに観光振興全般についてご意見があれば記入をお願いします(自由記述)。

～ 以上でアンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。～

那智勝浦町にお越しいただきありがとうございます！

# 旅のご意見をお聞かせください

所要時間の目安  
約3分

## ～ 宿泊税の検討に関するアンケート ～

那智勝浦町では、より快適で魅力ある観光地づくりのため、宿泊税の導入について検討をはじめています。皆さまのご意見を今後の参考にさせていただきたく、3分ほどのアンケートにご協力をお願いいたします。ご回答は匿名で、個人が特定されることは一切ありません。お気軽にお答えください！

スマートフォンでもご回答いただけます！



### 1 今回のご旅行について教えてください



#### Q1. お住まい

- ☐ 国内(                      都道府県)  
☐ 海外(                      )



#### Q2. 主な来訪目的

- ☐ 観光                      ☐ ビジネス  
☐ 帰省・親戚の訪問   ☐ その他(                      )



#### Q3. 年代

- ☐ 10代   ☐ 20代   ☐ 30代   ☐ 40代  
☐ 50代   ☐ 60代   ☐ 70代以上



#### Q4. 那智勝浦町への訪問回数

- ☐ 初めて   ☐ 2回目  
☐ 3回目   ☐ 4回目以上



#### Q5. 滞在日数

- ☐ 日帰り   ☐ 1泊2日  
☐ 2泊3日   ☐ 3泊4日  
☐ 4泊以上



#### Q6. 宿泊料金(お一人・1泊あたり)

- ☐ 5千円未満                      ☐ 5千円～1万円未満  
☐ 1万～2万円未満  
☐ 2万～3万円未満   ☐ 3万円以上

### 2 宿泊税についてお聞きします



#### Q7. 宿泊税についてご存じですか？

- ☐ 知っている  
☐ 聞いたことはあるが、内容は知らない  
☐ 知らない



#### Q8. 導入された場合、宿泊先選びへの影響は？

- ☐ ほとんど影響しない                      ☐ 少し影響する  
☐ 税額によっては影響する  
☐ 宿泊先を変更する                      ☐ わからない



#### Q9. 宿泊税を導入する場合、どのようなことに活用されるとよいと思いますか？ (あてはまるものすべてに○)

- ☐ 那智勝浦町らしい魅力・観光スポットのさらなる充実                      ☐ 案内看板、パンフレットの充実  
☐ お店やホテルでのおもてなし・接客の向上                      ☐ 宿泊施設の充実                      ☐ キャッシュレス決済等の推進  
☐ 紀伊勝浦駅まわりの整備                      ☐ 観光地のトイレ整備・美化                      ☐ 災害時の安全対策  
☐ 世界遺産・熊野古道や豊かな自然環境の保全                      ☐ バスなど公共交通の充実                      ☐ 景観、道路、駐車場等の整備  
☐ 新しいお店・飲食店などの充実                      ☐ その他(                      )



#### Q10. 宿泊税について支払ってもよいと思う金額の上限を教えてください(ひとりあたり)

- ☐ 100円   ☐ 200円   ☐ 300円   ☐ 400円   ☐ 500円  
☐ 1,000円以上   ☐ 0円(支払いたくない)

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました！

那智勝浦町役場 観光企画課